

議案第3号

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年6月21日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県立宮古養護学校の項中

「
小学部
中学部
高等部
」

「幼稚部
小学部
中学部
高等部
」

に、

「
6 年
3 年
3 年
」

「1年、2年、3年
6 年
3 年
3 年
」

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

県立学校教育課

1 件名

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

特殊教育諸学校編成整備計画（平成14年3月）において、校舎の改築が必要な学校及び寄宿舎の改築が必要な学校、そして早期教育の推進の観点で、幼稚部を設置する学校の対象校として県立宮古養護学校が明記されている。

県立宮古養護学校は、離島に設置した養護学校であることから、知的障害、肢体不自由及び視覚障害等の多様な障害種と重複障害の児童生徒が小・中学部、高等部に在籍している。しかし、幼稚部がないため、平成17年度の障害のある5歳未満幼児19名のうち、障害の重度な幼児8名が地域の保育所、幼稚園で対応できず在宅を余儀なくされている。このような重度・重複障害の幼児の適切な早期教育のため、幼稚部の設置が必要である。

今後の特別支援教育においては、障害種を超えた学校づくりが提唱されており、宮古地域唯一の特殊教育諸学校である県立宮古養護学校は、今後地域における特別支援教育におけるセンター的役割を担う学校として、障害のある幼児のための教育拠点としても充実を図る必要があり、校舎改築を契機に幼稚部を設置する。そのための規則改正を行う。

3 改正案の概要

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則第3条の別表の沖縄県立宮古養護学校の部及び修業年限の改正を行う。

4 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
新	旧	新	旧
沖縄県立 宮古養護学校	宮古島市平良 字狩俣	幼稚部 小学部 中学部 高等部	1年、2年、3年 年 年 年
		普通科	6 3 3

沖縄県立 宮古養護学校	官古島市平良 字狩俣	幼稚部 小学部 中学部 高等部	1年、2年、3年 年 年 年
		普通科	6 3 3

校舎改築及び幼稚部設置後の県立宮古養護学校

1 校舎改築の概要

- (1) 平成17年度に設計、一期工事開始（既設の解体及び校舎等、寄宿舎の改築）。
- (2) 平成18年度末までに二期工事により校舎、体育館、プール、調理棟、幼稚部棟など完成見込み。
- (3) 多様な障害に対応するため、バリアフリーに配慮した1階建ての校舎。

2 平成19年度在籍数の予想

学 部	学級数	在籍数	受け入れ障害種等
幼 稚 部	1	4	知的障害、脳性マヒ等
小 学 部	8	18	知的障害、脳性マヒ、自閉症、視覚障害、心疾患等
中 学 部	6	18	知的障害、脳性マヒ、自閉症、視覚障害、水頭症等
高 等 部	6	25	知的障害、脳性マヒ、自閉症、視覚障害、心疾患等
合 計	21	65	
平成18年度	21	61	